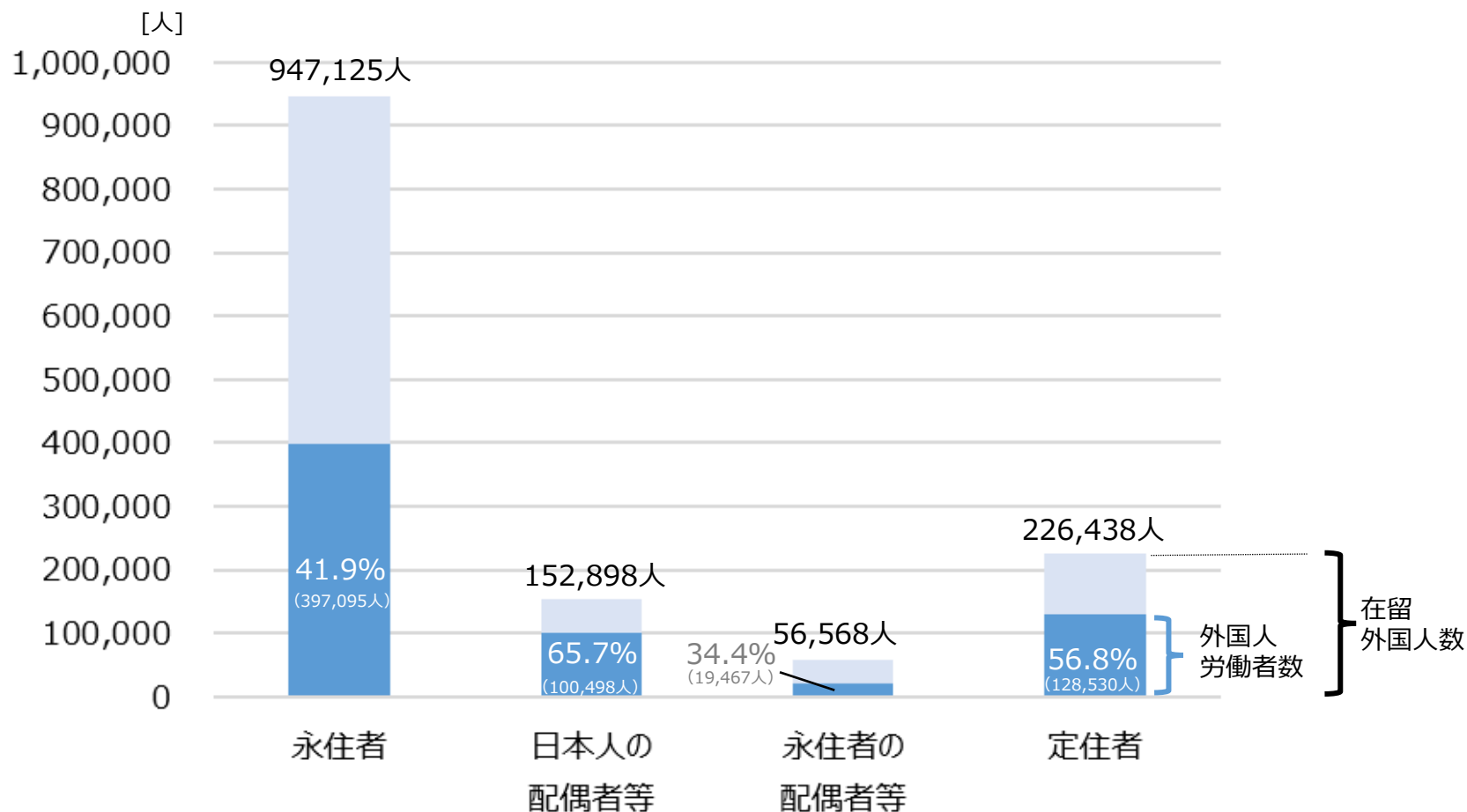


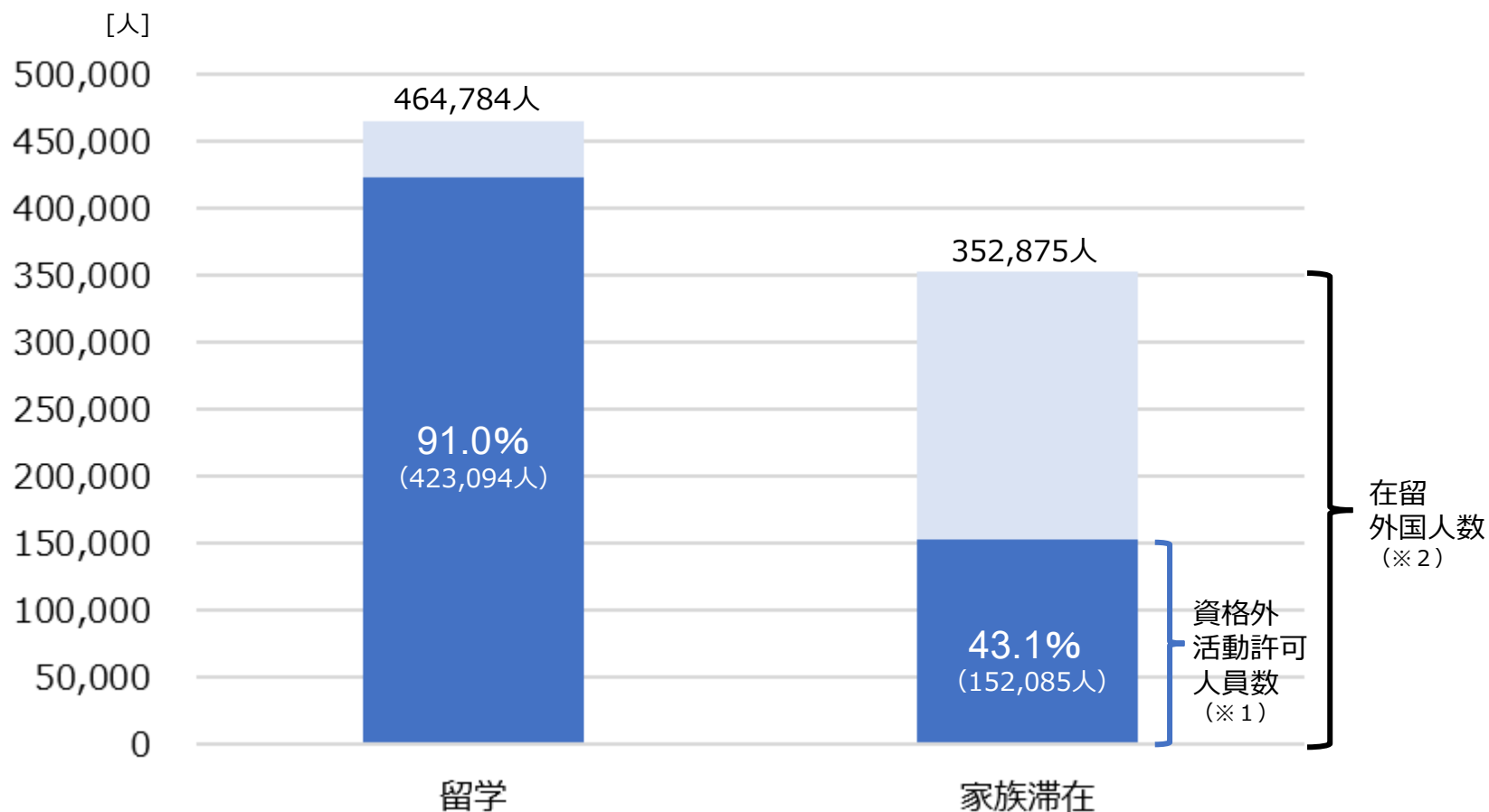
身分に基づき在留する者に関する在留外国人数と外国人労働者数との関係



(備考)厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」及び法務省「在留外国人統計」より内閣官房外国人との秩序ある共生社会推進室作成。

以下の留意事項があり、あくまでもイメージを把握するための参考値である。

- ・在留外国人数(令和7年12月末時点)と外国人労働者数(令和7年10月末時点)の集計時点が異なる。
- ・外国人労働者数は、事業主に雇用されている労働者数であり、自営、請負の者は含まれていない。
- ・同一の外国人労働者が複数の事業場で雇用されていることから、労働者は実員と一致しない。
- ・各在留資格における在留外国人数のうち生産年齢人口の占める割合等が異なる。

資格外活動許可を受ける例が多い在留資格(留学・家族滞在)に関する
在留外国人数と資格外活動許可人員との関係

(備考)法務省「出入国管理統計」及び「在留外国人統計」より内閣官房外国人との秩序ある共生社会推進室作成。

(※1)法務省「出入国管理統計」(入国審査・在留資格審査・退去強制手続等, 国籍・地域別 在留資格別 年末現在資格外活動許可人員)。令和7年12月末時点。

(※2)法務省「在留外国人統計」。令和7年12月末時点。